

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和 8 年 1 月 30 日受付分)

特定非営利活動法人和楽

## 縦覧期間

令和 8 年 1 月 30 日（金）から  
令和 8 年 2 月 13 日（金）まで



# 特定非営利活動法人和楽定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人和楽という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口603番地の1セレクトビル201号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域に暮らす子ども及びその家庭を対象として、子育てを取り巻く環境の変化により生じている保護者の不安や孤立といった課題に対し、保育及び子育て支援に関する事業を行うことにより、子どもが心身共に健やかに成長できる環境の整備を図るとともに、家庭と地域が連携し、相互に支え合う地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認可外保育園の運営及び一時預り保育事業（この法人が管理する施設で行うもの）
- (2) 地域子育て支援の運営及び親子交流事業
- (3) 発達に特性のある子どもへの支援及び保護者支援に関する事業
- (4) 子ども食堂の開催及び地域交流・居場所作り事業
- (5) 子育て・福祉に関する講習会、イベント、体験活動の企画運営
- (6) 地域の団体・行政・教育機関との連携による子育て環境整備事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親族以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、これを総会に招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なく

これを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。その場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるべきなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

#### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があればその事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数

- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った物の氏名

## 第6章 理事会

### （構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### （権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### （開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

### （招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別の利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) .議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るもの除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合は、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### （合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

#### （公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表については、法人ホームページに掲載して行う。

## 第10章 雜則

### (施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	田中 直美
副理事長	岩崎 綾香
副理事長	田中 咲
監事	長野 なつえ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	6,000円	12,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	3,600円	6,000円

## 役員名簿

特定非営利活動法人和楽

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の 有無
理事長	たなか なおみ 田中 直美	[REDACTED]	有
理事 (副理事長)	いわさき あやか 岩崎 綾香	[REDACTED]	無
理事 (副理事長)	たなか さき 田中 咲	[REDACTED]	無
監事	ながの なつえ 長野 なつえ	[REDACTED]	無



# 設立趣旨書

## 1 趣旨

近年、社会環境の変化により、家庭や地域のつながりが希薄化し、子育てに不安や孤立を感じる保護者が増えています。核家族化や共働き家庭の増加により、子育てに関する負担が家庭の中に集中し、地域の中で支え合う仕組みが失われつつあります。そのような中で、子どもたちが安心して過ごせる場や、保護者が気軽に相談できる場所の必要性がますます高まっています。

私たちは、こうした課題を解決し、地域で子どもと家庭を支えるために、家庭的で温かみのある認可外保育園を設立し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えることを目指します。一人ひとりの個性を尊重し、子どもの発達や家庭の状況に応じた柔軟な保育を行うことで、保護者の働き方や生活環境を支え、地域に根差した保育の形を築いていきます。

育児相談・子育て講座の開催や一時預り保育の実施等の地域福祉・子育て支援、発達に特性のある子どもの保育とそうした家庭への支援及び専門機関・関係地域団体との連携による地域ネットワーク形成に取り組みます。さらに、子ども食堂の運営を通して地域住民の居場所づくりと世代間交流の活性化を進め、不用物品のリユース・リサイクル活動等を通して循環型の地域社会構築を目指す特定非営利活動法人として信頼の増進に努め、大勢の方々との協力のもと安定した運営を目指します。

私たちは、これらの活動を通して、人と人、心と心の触れ合いを大切にし、地域全体で子どもたちを育て、未来へとつづく安心と希望の輪を広げていくことを目的として、当法人を設立するものです。

## 2 申請に至るまでの経緯

令和7年9月 保育者の有志が集まり、地域住民による子育て家庭支援について、問題意識を共有

令和7年10月 第二回会合において、具体的な活動計画を協議

令和7年11月 第三回会合において、法人設立に向けて活動内容等を整理

令和7年12月 設立総会開催

令和7年12月1日

特定非営利活動法人和楽  
設立代表者 田中 直美



## 令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人和楽

### 1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた一時預り保育事業を拡充し、保護者の子育ての孤立を防ぎ、身近で温かみのある支援の拠点として従事します。また、子育て相談会や子ども食堂を開催し、誰もが気軽に集える居場所作り事業を行います。

次年度の認可外保育園設立の土台作りとして、地域との連携事業にも取り組みます。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) 認可外保育園の運営及び一時預り保育事業	・ 認可外保育園設立準備事業：次年度の開設を目指し、施設・設備整備等を進めるとともに、地域の保育ニーズの把握調査、地域との連携づくりを行う。	R8.3 月期 ・ 適宜	事務所内		0
	・ 一時預り保育事業：現在運営する店舗内施設において、一時預り保育を継続して実施する。	R8.3 月期 ・ 14 日間	事務所内	地域の保護者と子ども 2名／日	50
(2) 地域子育て支援の運営・親子交流事業	・ 保護者が抱える子育ての不安、発達に関する悩み、生活リズムやしつけに関する相談に対応する。	R8.3 月期 ・ 適宜 ・ 1回	事務所内 公民館	保護者	1
(3) 発達に特性のある子どもへの支援及び保護者支援事業	・ 園児及び地域の親子を対象に、専門性に基づいた発達支援を実施する。	R8.3 月期 ・ 適宜 ・ 1回	事務所内 公民館	保護者	1

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(4) 子ども食堂の開催及び地域交流・居場所作り事業	・ 園を中心とした地域の交流拠点として、定期開催を継続する。	R8.3月期 ・ 1回	コーポ神吉	保護者と子ども	3
	・ 地域から不要となった子育て用品を回収し、リユース可能なものは無料配布、適当な支援機関に提供することで、地域資源の循環に寄与する。	R8.3月期 ・ 適宜	事務所内公民館	地域住民 保護者	0
(5) 子育て・福祉に関する講習会等企画運営	・ 子育て中の家庭に向けた育児講座、予防的な育ち支援講座、保育者向けの研修などを開催する。	R8.3月期 ・ 1回	事務所内公民館	地域の保護者 保育士	5
(6) 地域の団体・行政・教育機関との連携事業	・ 地域の教育、福祉団体、行政、専門機関等との連携の増進に努める。	R8.3月期 ・ 適宜	事務所内公民館		0
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・ この法人の目的を達成するために必要な事業であって、一時的若しくは単年度で試験的に実施することを総会又は理事会で決議した事業を行う。				

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年6回

#### (2) 事務局体制

事務局長：田中直美、 事務局スタッフ：岩崎綾香

## 令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人和楽

### 1. 基本方針

認可外保育園を設立し、保育園の運営と一時預り保育事業に従事する。保育園を利用する保護者に向けての子育て相談や子育て支援事業を中心に活動する。また、引き続き子ども食堂を開催し、地域の方が安心できる居場所作り事業を拡充します。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) 認可外保育園の運営及び一時預り保育事業	・ 認可外保育園運営事業：次年度の開設を目指し、施設・設備整備等を進めるとともに、地域の保育ニーズの把握調査、地域との連携づくりを行う。	適宜	事務所内		5,000
	・ 一時預り保育事業：現在運営する店舗内施設において、一時預り保育を継続して実施する。	適宜	事務所内		1,000
(2) 地域子育て支援の運営・親子交流事業	・ 相談支援を継続するとともに、保育園利用家庭へのサポートを強化する。	適宜 月1回	事務所 公民館	地域の方 保護者	75
(3) 発達に特性のある子どもへの支援及び保護者支援事業	・ 園児及び地域の親子を対象に、専門性に基づいた発達支援を実施する。	適宜 月1回	事務所 公民館	地域の方 保護者	200
(4) 子ども食堂の開催及び地域交流・居場所作り事業	・ 園を中心とした地域の交流拠点として、定期開催を継続する。	月1回	コーポ神吉	地域の方	36

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(4) のつづき	・ 子ども食堂で回収したリユース用品の無料提供を継続し、地域支援につなげる。	適宜 月1回	事務所内 公民館	地域の方	0
(5) 子育て・福祉に関する講習会等企画運営	・ 保育・子育て・発達支援に関する講座を継続開催し、内容の質を高めていく。	月1回	事務所内 公民館	地域の方 保育士	75
(6) 地域の団体・行政・教育機関との連携事業	・ 地域の教育、福祉団体、行政、専門機関等との連携の増進に努める。	適宜	事務所内 公民館		80
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を達成するためには単年度で試験的に実施することを総会又は理事会で決議した事業を行う。					

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年6回

#### (2) 事務局体制

事務局長：田中直美、 事務局スタッフ：岩崎綾香

## 特定非営利活動法人和楽

令和7年度活動予算書  
(成立の日から8年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	5,000		
賛助会員受取会費	0		
・・・・・受取会費		5,000	
受取会費計		0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	15,000		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		15,000	
4. 事業収益			
(1) 認可外保育園の運営及び一時預り保育事業	50,000		
(2) 地域子育て支援の運営・親子交流事業	1,000		
(3) 発達に特性のある子ども・保護者支援事業	1,000		
(4) 子ども食堂、地域交流・居場所作り事業	3,000		
(5) 子育て・福祉に関する講習会等企画運営	5,000		
(6) 地域の団体・行政・教育機関との連携事業	0		
(7) その他この法人の目的達成に必要な事業	0		
事業収益計		60,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			80,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	5,000		
印刷費	3,000		
通信費	0		
保険料	1,000		
会場費	0		
会議費	0		
家賃	22,500		
その他経費計	31,500		
事業費計		31,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	5,000		
印刷費	3,000		
通信費	7,000		

科目	金額	
旅費交通費	0	
光熱水費	6,000	
保険料	1,000	
会議費	0	
租税公課	0	
振込手数料	10,000	
諸会費	10,000	
その他経費計	42,000	
	42,000	
管理費計		73,500
経常費用計		6,500
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		
次期繰越正味財産額		6,500

令和8年度活動予算書  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	72,000	
受取会費計	132,000	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	300,000	
受取寄付金計	300,000	
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	60,000	
受取民間助成金	0	
受取助成金計	60,000	
4. 事業収益		
(1) 認可外保育園の運営及び一時預り保育事業	6,000,000	
(2) 地域子育て支援の運営・親子交流事業	75,000	
(3) 発達に特性のある子ども・保護者支援事業	200,000	
(4) 子ども食堂、地域交流・居場所作り事業	36,000	
(5) 子育て・福祉に関する講習会等企画運営	75,000	
(6) 地域の団体・行政・教育機関との連携事業	80,000	
(7) その他この法人の目的達成に必要な事業	0	
事業収益計	6,466,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
その他収益計	0	
経常収益計		6,958,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	2,550,000	
法定福利費	450,000	
人件費計	3,000,000	
(2) その他経費		
講師謝金	100,000	
消耗品費	400,000	
印刷費	80,000	
通信費	64,000	
保険料	80,000	
会場費	100,000	
会議費	0	
家賃	980,000	
その他経費計	1,804,000	
事業費計		4,804,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	20,000	
給与手当	340,000	
法定福利費	240,000	
人件費計	600,000	
(2) その他経費		
消耗品費	150,000	
印刷費	20,000	
通信費	20,000	

科目	金額		
旅費交通費	150,000		
光熱水費	136,000		
保険料	40,000		
会議費	50,000		
租税公課	0		
その他経費計	566,000		
管理費計		1,166,000	
経常費用計			5,970,000
当期正味財産増減額			988,000
前期繰越正味財産額			6,500
次期繰越正味財産額			994,500